九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

英吉利の戦時物品価格法

田中, 和夫 九州帝国大学法文学部教授

https://doi.org/10.15017/14442

出版情報:法政研究. 10(2), pp. 155-176, 1940-07-15. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

料

英吉利の 戰時物品價格法

價 格 統 制

= 商務省の價格決定

田

中

和

夫

四

統制違反に對する制裁

統制違反行為の私法上の效果

六 特則、略稱、存續期間

五 Ξ

賣惜の禁止

戰時價格取締令」を以つて、 日制定の「戰時經濟命令」中に於て、賃銀及び價格の停止乃至引下げを命じ、佛蘭西は、 今次の歐洲戰爭勃發を共に、各國は物價の騰貴を抑制せんが爲めに、必要な立法を爲した。獨逸は、 物價並びに賃銀を、原則として九月一日を基準として停止せしめた。 同九月九日制定の「 前者について

昨年九月

は雜誌企畫第二卷第一一號三五頁以下に、後者については同第三卷第一號一頁以下に、その概要が紹介せられて

英吉利の戰時物品價格法

五五五

ある。

した。本稿は同法の概要を説明せんとするものである。 英吉利は、 昨年一一月一六日に「物品價格法」 (Prices of Goods Act, 1939, 2 & 3 Geo. 6, ch. 118) を制定

防全權法を通過せしめたのは、八月二四日のことであつたが、その三日前に於ける價格を基準としたのである。 費用の騰貴に基く、物價の合理的騰貴は之を認め、その暴騰を抑制しようとするのであつて、昨年八月二一日に 吉利の採用した政策は、物價の騰貴を全然許さないとするのではなく、原料、運賃、賃銀給料、保險料等一定の 價格より、 於ける價格を基準としてゐる。休暇中であつた英吉利の議會が、事態急迫の爲に再開せられ、一日にして緊急國 たる目的及びそれに附隨する目的の爲めの法律」といふのであつて、本法の內容を簡潔に示してゐる。 本法の正式の名稱は、「商務省(Board of Trade) によつて指定せられる物品の價格が、それらの物品の基本 一定の指定せられた費用の増加額に歸し得べき額より上に、引上げられることを妨止し、且その結果 卽ち、英

して、衣服類、家庭用の織物、金物等を指定し、本年一月一日より本法がこれらの物品につき實效を有すること イやりに(Law Times, vol. 189, p. 26; Board)。 (of Trade Journal, vol. 143, p. 813) 本法に基く商務省の最初の命令が、昨年一二月一八日に制定せられた。同命令は、本法の適用を受ける物品と

(Defence) Act,1939) に根據を有する食糧大臣の命令により、配給及び價格の統制が行はれてゐるからである。 食糧品が右の指定物品中に含まれてゐないのは、 食糧品については、 緊急國防全權法 (Emergency Powers

緊急國防全權法は、前述の如く、昨年八月廿四日に制定せられた。同法の正文の譯文は、雜誌企劃第二卷第一○號一○一

註

fence) Regulations, 1939) が制定せられた。 同規則の概要については、 頁以下に載せられてゐる。 同法の授權に基き、 翌二五日勅令を以つて、 緊急國防全權規則(Emergency Powers (De-雑誌企畫第二卷第一 〇號 一 一 一 頁以下及び

Rationing Order) であつて、この命令により、本年一月八日から重要食糧品について切符制が採用せられた (Law 制する命令を制定してゐる。 その食糧大臣の命令中一般的なものは、 昨年十二月廿七日制定の 食糧定量配給令 (Food's Law Times, vol. 198, p. 208 参照。 同勅令の規則第五五による授權に基き、 食糧大臣が、食糧品の配給及び價格を統

*

Times, vol 189, pp. 99, 25,43)°

である。各條の見出しは法律の正文自體に附けられてゐる。總ての條文を譯するが、順序は必ずしも條文の順序によらない。 以下本法の內容を紹介するのであるが、「價格統制」とか 「統制違反に對する制裁」等の見出しは、便宜上筆者の附したもの

格 統

制

價

額を超過する價格による賣買を禁止するのである。 本法第一附則(First Schedule)列擧の原料、運賃、賃銀給料、保險料、一稅金等の騰貴に基く增加額、 昨年八月二一日に於ける價格を基本價格 (basic price) とし、之と許可增加額 (permitted increase)、 右合計額を許可價格(permitted price)と云ふ。 との合計 即ち、

價格の統制せられた物品を、營業の行程に於て、許可價格、即ち基本價格と許可增加額との合計額を超えた價格にて賣却し、

價格の統制せられた物品を許可價格より上で賣ることの禁止

英吉利の戰時物品價格法

二五七

法 政 ot 筅 第十卷

賣却の合意を爲し、又は賣却の申出を爲すことは不法である。

價格の統制せられた物品

る命令中に、定められた種類の物品を意味する。 本法に於て「價格の統制せられた物品」といふ語句は、 商務省によつて本條に基き制定せられ、且その時現に效力を有してゐ

第三條 基 本 價

格

の行程に於て、一九三九年八月二一日(又は本條第四項に基いて基本價格の確定せらるべき他の日)に、それらの物品と同樣の 物品の關係に於ても、その行程に於てそれらの物品が賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される營業の通常 本法に於て「基本價格」といふ語句は、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又に管却の申出の爲される、如何なる種類の

種類の物品につき、賣却の申出の爲されてゐた價格を意味する。

- の爲される營業とは、その取引の行はれる營業のその特定の部門のことであると解することを要する。 品の關係に於ては、本條第一項に謂ふ所の、その行程に於てそれらの物品が賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出 れ以上の部門を含む營業の行程に於て、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申出の爲される、價格の統制せられた物 卸賣と小賣の兩部門、製造と販賣の兩部門、又は異なれる性質の若はその他とにかく區別し得る段階に於ける二つ若はそ
- 又は賣却の申出の爲される營業といふ代りに、その日に營業の行はれてゐた、又は關聯ある性質の物品につき賣却の申出の爲さ の申出の爲される價格の統制せられた物品の關係に於ては、本條第一項の、それらの物品が賣却せられ、賣却の合意の爲され、 物品につき賣却の申出の爲されてゐなかつた、營業若は營業の部門の行程に於て、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却 れてゐた、その營業と同様な營業、若はその營業の部門と同樣な營業の部門と置換へて、本條の上記の規定は效力を有する。 それらの物品に對する基本價格の確定せらるべき日に、營業の行はれてゐなかつた、又はその行程に於て關聯ある性質の

- (a) 八月二一日にある種類の物品について賣却の申出の爲されてゐた價格に、影響を與へてゐた例外的な事情、
- (b) 八月二一日よりの時日の經過、 確定するについての困難、又は 及び、その結果たる、同日ある種類の物品について賣却の申出の爲されてゐた價格を

(c) ある種類の物品が季節的な價格の變動を受ける事實

を考慮して、商務省が、 その種類の物品に對する基本價格を、八月二一日以外の日によつて確定するを便宜であると認めた場合

には、商務省は命令を以つて、その基本價格は、命令の效力存續中に爲された賣却、合意若は申出に關しては、命令に指定する る日によつて、確定すべきことを指示することが出來る。 日によつて、又季節的な價格の變動を受ける物品については、異なりたる季節に行はれる取引につき、命令に指定する異なりた

可 增 加 額

項を全體として考慮し、これらの諸事項につき、合理的に正賞化される増加額を超えざる額を意味する。 た物品の關係に於て、その物品に對する基本價格を確定すべき日以後の營業の變化に基き、本法の第一附則に指定せられた諸事 本法に於て「許可增加額」といふ語句は、賣却せられ、賣却の合意の爲され、又は賣却の申田の爲される、價格の統制せられ

許可增加額決定に際し考慮せらるべき事項

本法第一附則(First Schedule)は次の如くである。

ける趣旨の有效な購入契約に基く債務)。 營業を營むに必要な、物品の、未加工若は半加工の原料及び製成品の原價へ並びに商務省が、中央價格統制委員會の進言に基 施行規則を以つて時々規定することあるべき條件及び制限の下に、一定價格で將來物品のかゝる原料及び製成品の引渡を受 |--|(註) 上記括弧の中は Prices of Goods (Permitted Increase) Order, 1940

によつて追加せられたのである(Board of Trade Journal, vol. 144, p. 254)。] 英吉利の戰時物品價格法

製造及び製作作業費。

土地建物及び工場設備の費用、その維持及び改良の費用、並びに賃借料。

保險料。

賃銀及び給料。

經營及び營業所の費用。

年金、慈善及び福利の組織。

關稅、 國産税、賦課税、及び借入金に對する利息の債務。

運賃o

廣告、委託販賣人の雇入、其の他の販賣手段の費用。

貸倒準備金。

間接費の割當てられる營業の總量。

本附則に基き商務省によつて制定せられる命令に指定せられる他の事項。

賣却の申出に關し、次の如き規定がある。

第一一條 集合申出に於て各別的に價格を述ぶる義務

的の爲めには、その物品をかくして述べた價格にて賣却すべき申出であると看做される。 けた者の要求あるときは、申出を爲した者は、その物品に割當てる價格を書面にて述ぶることを要し、且その申出は、本法の目 賣却との双方に關して、全體として與へらるべき約因に對し、取引を締結しようといふ申出を爲した場合に於て、その申出を受 價格の統制せられた物品の賣却と、それ以外の物品(價格の統制せられた他の物品たると、若は含むと、否とを問はない)の

第一一條又は第一二條違反に對する刑罰

- の双方に處せられる。 前二條の何れかの規定に違反した者は、略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮、又は百磅を超えざる罰金、 又はそ
- 前二條の何れかの違反に對する關係に於て、效力を有する。 本法第八條の第二項第四項第五項及び第六項の規定は、 それが本法第一條違反に 對する關係に於て效力を 有するが如く
- 尙後述第十八條の法人犯罪に關する規定が、この場合にも適用せられる。
- 本法に於て物品賣却の申出と云つてゐる場合には、價格表の公表により、價格を指示する記號を付して物品を賣つてゐること 本法に於ける「申出」といふ語の意義
- により、相場表の供給により、又はその他如何なる方法によるを問はず、物品の賣却の爲めにその提議する價格を通告すること
- 爲めに提議する、約因の通告をも云つてゐるものと解することを要する。 をも云つてゐるものと解すべく、且本法第一一條に於いて取引を締結しようといふ申出と云つてゐるのは、同樣に、その取引の
- 本法を適用しない例外的場合について、
- 競賣又は輸出の爲めの例外
- 合を除き、本法は、競賣により決定した額による賣却又は賣却の合意若は申出には、適用がない。

ある種類の物品の關係に於て、本項が效力を有せざる旨を、その時現に效力を有してゐる商務省の命令が指示してゐる場

- 本法は、輸出せんと企圖されてゐる物品の賣却又は賣却の合意若は申出には、適用がなく、本法の上記の何れかの規定違
- 反の爲めに起訴せられた場合に於て、問題の物品が輸出せんと企圖されてゐると信ずるに、相當な理由のあつたことを、
- れば抗辯となる。 英吉利の戰時物品價格法

一 商務省の價格決定

には、 基本價格、 格指定後、 を計算し、 商人は、 前揭第一條の規定により、それ以上の價格が許可價格なりと考へた商人は、 各自が之等の計算を爲すのは不便な場合が多いので、便宜上商務省が、中央價格統制委員會の協力を得て、 之に從つて爲した賣買は常に適法である。 原料、 その價格に於て賣買することが出來る(定参異にする。これらの規定による指定は拘束力を持つ)。 許可增 各自自己の危險に於て基本價格及び許可增加額を計算し、 運賃、 加額、 税金等が更に騰貴した場合の如き、 又は許可價格を指定することが出來ることゝしてゐる。 しかしこの指定價格は、 特に然りである。 その合計額以下で賣つて良い わけである それ以上の效力を有する ものではな 自己の危険に於てその許可價格 而してこの指定の爲された場合 許可價

この商務省の指定價格に對しては、 昨年一二月一八日の商務省令は、價格統制物品の品目を指定するに當つて、同時にそれらの物品についての小 商人側からも買主側からも不服申立を爲すことが出來る。

賣の基本價格をも指定した(Law Times,)。

第五條 基本價格、許可增加額、又は許可價格を指定する商務省の權限

命せられた中央價格統制委員會の、 商人の代表者なりと商務省が認める一群の者の、ある種類の物品について爲された申立に基き、 右委員會に諮問した上で――便宜的且實行可能であると認めた場合には、 ある種類の物品に關して爲された申立に基いて、 商務省は命令を以つて、 商務省が―― 右委員會による以外の申立の 又は本法第八條により任

- その種類の物品に對する基本價格を表はす價格、
- (c) その種類の物品に對する許可價格を表はす價格 その種類の物品に對する許可增加額の標準を表はす百分率、又は
- 右回號によつて指定せられた價格と許可增加額との合計額

を指定することが出來、而して、本項ab號b號叉はcb號に基く命令が效力を有する種類の物品の賣却叉は賣却の合意若は申出が

基本價格と右心號によつて指定せられたその百分率に等しい額との合計額、又は

- を超えざる價格にて爲されたときは、本法の上記の規定の如何に拘らず、本法第一條の規定に關する限り、適法なりと看做され 右定號によつて指定せられた價格
- る最上なりと考へる方法によつて、その命令の趣旨を示した通告を公表することを要する。 前項の命令を制定した場合には、出來得る限り速かに、商務省は、それによつて影響を受けさうだと認める人々に通知す

る。

は買主の代表者なりと審判者によつて認められる者の申立によつて、不服申立(appeal)を爲すことが出來る。 右命令に對しては、 本法第二附則の規定に從つて任命せられた審判者(referee) に對し、 問題たる種類の物品の商人又

表後十四日以内に、商務省に通知するに非ざれば、受理せられない。 かゝる命令に對する不服申立は、不服申立人が、不服申立を爲す意思を、前項によつて要求せられた通告の第一回の公

る指圖に實效を與へることを要する。 れた價格若は百分率を減少若は增加することによつて、その命令を變更すべきことを指圖する權限を持ち、而して商務省はかゝ

前述の命令に對する不服申立のあつた場合には、審判者は商務省に對し、その命令を取消し、又はその命令中に指定せら

六六三

英吉利の戰時物品價格法

政 研 究

法

(E)

1る不服申立に基く手續に關して、效力を有する。 商務省は命令を以つて、 本法の第二附則のこの點に關する規定は、本條に基く不服申立の目的の爲めの補助者(assessor) ある物品が本條第一項に號に基く價格指定の命令の效力を受けてゐる種類の物品であること、及 の任命に關し、

める徴標を定めることが出來、而してかくして定められた徴標の使用は、一八八七年の商品徴標法(Merchandise Marks Act,

びそれについて賣却の申立の爲されてゐる價格が指定價格を超えてゐないことを示す爲めに、その商品に附するに適當なりと認

1887)の目的の爲めには、同法の意義に於ける右事實を示す商品表示(trade description)であると看做される。

第二附則(Second Schedule)は次の如くである。

第二附則 價格の指定の命令に對する不服申立に關する規定 大法官は、法曹家たる者を、本法第五條又は第六條に基いて制定せられた命令、又はかゝる命令を變更する命令

前項により任命せられる者は、一定の任期を以つて、その任命の時以前に科せ らる こ とあるべき被発に闘する條件の下

に對する總ての不服申立を、審問し決定する審判者に任命することを要する。

に、任命せられ、その職務終了の際には再任命せられる資格を有する。 審判者の病氣、 無能力又は不在の場合には、大法官はその審判者の代理として働く他の者を任命することが出來、 かく任

命せられた者がかく働いてゐるときには、審判者としての總ての職務權限を有する。 商務省によつて任命せられる者、各六人より成る、次に述べる三種の名簿を作成することを要する。

計理又は會計の事項に熟練せるものと商務省が認める者、

(c) (b) (a) 異なりたる種類の價格の統制せられた物品の取引に關する事項につき、專門的知識を有すると商務省が認める者、 上記の不服申立に於て、 かゝる物品の買主の利益を代表する資格ありと商務省が認める者。

する條件の下に、任命せられ、その職務終了の際には再任命せられる資格を有する。 前項の名簿の構成員なりと任命せられる者は、一定の任期を以つて、その任命の時以前に科せらることあるべき被発に關

第三則 審判者は、各不服申立の目的の爲めに、補助者として、上記の各名簿の一人宛から補助せられる。

服申立の性質に考慮を拂ふべく、從つて、出來る限り、 取引に關する事項の專門的知識を有する者から成立つてゐる名簿から、補助者を選ぶに當つては、審判者はその特定の不 かく選ばれた者は、その不服申立を處理するに當つて生ずることあるべ

き専門的知識に明るく、且之を有してゐるやらにすることを要する。

受ける者に對し、調査を受けた事項の眞實なることを宣言し且署名すべきことを要求することが出來る。 要求することが出來、且宣誓に基く證據を取得し、その目的の爲めに宣誓を爲さしめ、又は、宜誓を爲さしめる代りに、調査を 出頭し、證據を供し、又は、審判者が調査することを必要なりと考へる、その管理し若は支配下にある文書を提出すべきことを 第四則 不服申立を處理する目的の爲めに、審判者は、召喚狀を以つて、何人に對しても、その召喚狀に指定した時と處とに

呷以上旅行すべきことを要求せられることがない。 但し、何人も、その出頭に必要な費用の支拂又は提供を受けざる限り、かゝる召喚狀に服從することにより、その住所より十

第五則 に、商務省が大藏省の同意の下に決定する報酬を支拂ふことが出來、且商務省及び大藏省の同意する、審判者及びかく選ばれ 且本則の一般性を害せざる限り、かゝる規定は、不服申立に關する行爲の爲すべき期間を制限する定めを爲すことが出來る。 本附則の上記規定に反せざる限り、 大法官は、 上記の不服申立に ついての手續を規律する規定を 制定することが出 商務省は、 本附則に基き任命せられた審判者、 及び不服申立の目的の爲めに補助者と して働く べく選ばれた者

本則に基く商務省の費用は、議會によつて支給せられる金錢より支出せられる。

た者の費用を支田することを要する。

英吉利の戰時物品價格法

一六五

一六六

更に商務省は、新しい種類の物品の基本價格を定める權限を持つてゐる。

第六條 新しい種類の物品に對する基本價格

- され、又は賣却の申出の爲される、その種類の物品に對する基本價格と看做さるべき價格を、指定することが出來る。 られた物品に關しては、商務省は命令を以つて、その命令の效力存績中は、本法の目的の爲めに、賣却せられ、賣却の合意の爲 一九三九年八月二一日後に出現したとの理由によつて、本法第三條の規定を適用することの出來ない種類の價格の統制せ
- 基いて制定せられた命令に關しても效力を有する。 前條第二項乃至第五項の規定は、それらが同條第一項に基いて制定せられた命令に關して效力を有すると同樣に、本條に
- 一般的に本法に基く商務省令に關し、次の如き規定がある。

第一九條 本法の目的の爲めの商務省の權限

(secretary, under-secretary, assistant secretary)、又は大臣によりその爲めの權限の與へられた者により、之等の者に對し、 要國務大臣(Secretary of State)の一人、 が之を制定することが出來、又本法によつて若は本法に基き、商務省により、商務 本法に基き商務省に制定の權限の與へられた命令は、商務大臣(President of the Board)、又はその不在の場合には主 若は商務省の前で爲すべきことを要求せられ又は授權せられた他の事項は、商務大臣、商務省の長官、次官、參事官

合を除く――の關係に於ては、 本法に基き商務省の制定した命令は、商務省の制定するその後の命令によつて變更又は廢止することが出來る。 本法第五條第一項又は第六條に基き制定した命令を變更する命令――審判者によつて與へられた指圖に從つて爲した場 本法第五條第二項乃至第五項の規定が、それらが同條第一項に基いて制定せられた命令に關して

若は之等の者の前で爲すことが出來る。

效力を有すると同様に、效力を有する。

本法の何れかの目的の爲めの命令中に於ける物品の種類の定義を組立てるには、如何なる情況を參照して之を組立てゝも

差支がない。

使として制定せられたる商務省の命令は、その命令が效力を有するに至る前に爲された取引に對する關係に於ても、宛もその事 項が最初に制定せられたときの同附則中に指定せられてあつた如くに、本法が效力を有すべき旨を規定することが出來る。 本法の第一附則により商務省に付與せられた、許可增加額を決定するに當つて考慮せらるべき事項を指定する、 權限の行

Ξ 統制違反に對する制裁 を與へる爲めに、規則を制定することが出來る。

求せられ又は授權せられた、何れかの事柄に對する關係に於て從はるべき手續を規律する爲め、及び一般的に本法の規定に實效

商務省は、裁判所の手續、又は本法に基く審判者への不服申立の手續の關係以外に於ては、本法に基き制定することを要

累ねられた場合には、 統制違反の賣主に對する刑罰の最高限は、二年の禁錮又は五百磅の罰金又はその双方である。 違反者に營業い停止を命することも出來る。 尙統制違反の賣買の私法上の效力については 違反が三回以上

後に別に之を述べる

許可價格より上での賣却に對する刑罰

本條第三項の規定に該當する場合を除き、本法第一條の規定に違反した者は有罪であり、

(a) 略式起訴(summary conviction)に基き、三月を超えざる期間の禁錮、又は百磅を超えざる罰金、

又はその双方に處

(b) 公式起訴(conviction on indictment)に基き、二年を超えざる期間の禁錮、又は五百磅を超えざる罰金、又はその双

英吉利の戰時物品價格法

せられるか、又は

一六七

政

方に處せられる。

→る取引は合せて單一の犯罪を構成するものと看做される。 但し、本法第一條に違反して爲された申出又は合意の後、その申出又は合意に從つて、合意又は賣却の爲された場合には、か

- 妨げる爲め、裁判所の適當なりと考へる期間效力を存績する命令を言渡すことが出來、且本項に基き言渡された命令に違反した 立、又は檢事總長の同意の下に爲された檢察官の申立に基き、裁判所は、その行程に於てその犯罪を構成する取引が行はれた營 若は營業のある部門、若は同様の性質の營業若は營業の部門を、犯人が營み又は營むことに直接若は間接に關與することを 前項の犯罪につき、同一人が三度又はそれ以上有罪なりと發見せられた場合には、檢事總長(Attorney General) の申
- (a) 略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮に處せられるか、又は

公式起訴に基き、

五年を超えざる期間の懲役に處せらる。

有罪であず、

又は代理人として、 本法第一條の何れかの規定違反の故を以つて起訴せられた者にとつては、その起訴の理由たる事項に關し、他人の被傭者 雇傭の行程に於て、その雇傭主又はその他の特定人の指揮の下に行動したのであることを、證明すれば抗辯

價格統制が勵行せられてゐるか否かを監視する爲めに、價格統制委員會(price-regulation committee)が作ら

價格統制委員會による强行

れ、違反行為の起訴にもこの委員會が協力することになつてゐる。

商務省は、中央價格統制委員會、及び、本法の規定の實效ある强行の爲めに必要又は便宜なりと考へる數の、各地方に關し

ドに一〇、 その職務を行ふ權限を有する地方價格統制委員會を、任命することを要する。——〔〔註〕 地方價格統制委員會は、イングラン ウエールズに二、北部アイルランドに一、スコツドランドに三、 設置せられた (Board of Trade Journal, vol.

- 143, p. 839, vol. 144, p. 13)°]
- りと主張する者に、委員會に申告を爲し、且その者の要求あるときは委員會に於て審問を受ける機會を與へることにある。 地方價格統制委員會の義務は、本法の規定をその地方に於て强行し、本法第一條の何れかの規定につきその地方に違反あ
- には、その旨中央價格統制委員會に申告することを要する。 格を常に調査し、且その中のある物品に對する關係に於て、本法第二餘に基く命令が制定せられることを適當なりと認めた場合 地方價格統制委員會は又、その時現には價格の統制せられてゐない物品につき、その地方で賣却の申出の爲されてゐる價

助言と補助を與へるにある。 その他の理由によつて、適宜なりと認めた場合には、自ら本法の規定を强行し、且商務省に對しその本法による職務遂行につき 般的監督を行ひ、ある種類の物品の關係に於て、本法の規定違反に關する問題が多くの地方に於て生ずるらしいとの理由、又は (PS) 中央價格統制委員會の義務は、地方價格統制委員會による職務遂行の方法に統一を確保し、本法の規定の强行に對する一

見なるときは、同委員會は商務省に起訴を要求することを要する。倘中央價格統制委員會が嫌疑をかけた違反を自分で調査する の意見である場合には、その嫌疑をかけた違反を中央價格統制委員會に報告することを要し、中央價格統制委員會も、右と同意 た者に陳述を爲す機會を與へた上で――尚その者の要求あるときは、その者を審問した上で――それに關し起訴が爲さるべしと 地方價格統制委員會が、その地方に本法第一條の何れかの規定に對する違反があつたと認め、 遠反者なりと嫌疑をかけた者に上述の如き機會を與へた上で、 起訴が爲さるべしとの意見であるとき 且違反者なりと嫌疑をかけ

英吉利の戰時物品價格法

も同様の要求を爲すことを要する。

政

44

筅

第十卷

的 本法第一條の何れかの規定違反に對する起訴は、商務省が上記の要求に基いて爲す以外には、之を爲すことを得ない。

但し、公訴長官(Director of Public Prosecutions)は、左の場合に起訴を爲すことが出來る。

(a) 公訴長官が起訴を爲すべきであると認め、且、 地方價格統制委員會がその嫌疑をかけた違反を知つてゐながら、

中央

價格統制委員會に報告を爲さず、又は中央價格統制委員會がその報告を受け又は嫌疑をかけた違反を自ら調査しながら

(b) 商務省が公訴長官に起訴を要求したとき。 商務省に起訴の要求を爲さなかつたとき、又は

に指定又は記載した、その者の保管し又は支配内にあり、且その調査が本法の目的のために合理的に要求せられ得る、その營業 (Li) 價格統制委員會は、書面による通知を以つて、價格の統制せられた物品の賣却を含む營業を營んでゐる者に、その通知書

に關係ある計算書、帳簿その他の書類を、委員會の住命した者に提出し、その調査を許し、且本法の目的の爲めに合理的に要求 し得る報告をその者に供すべきことを、要求し得る。 (N) 價格統制委員會は、商務省の決定する様式に於て構成せられる。

θú 商務省は、各價格統制委員會に對し、書記を任命することが出來、且各委員會は、商務省が大藏省の同意の下に決定すべ

吏員及び使用人を雇ふことが出來る。

する。 手當を、 商務省は、その大藏省の同意の下に決定する所に從ひ、各價格統制委員會の委員に、報酬(若しあらば)及び旅費食費の 又上記の任命にかゝる書記及び上記の雇入にかゝる吏員及び使用人に、報酬を、更に又委員會の費用を支拂ふことを要

前項に基く商務省の總ての費用は、議會によつて支給せられる金錢より支出せられる。

本法に基く制裁の訴訟手續に於ける立證責任につき、

訴追せられた價格が許可價格の範圍内なることの立證責任

本法第一條の何れかの規定違反の故を以つて起訴せられ、問題たる物品の賣却、又は賣却の合意若は申出、及びそれらについ

に闘する本法第五條に基く價格若は百分率の指定を考慮に入れると、その賣却、合意又は申出が、同條によつて適法なりと看做 る賣却、合意又は申出の爲された價格が、許可價格を超えてゐなかつたことを立證し、又は、問題たる物品の屬する種類の物品 に於て、賣却し又は賣却の合意の爲された他の同樣の物品、に對する基本價格を超えてゐることが證明せられたときは、 ての價格が證明せられた場合に於て、更に、その價格がその物品、又は同一日に若は同一日頃に、同樣の情況の下に營業の行程 問題た

前掲第八條第七項は、商人に書類の提出又は報告の供與を命じ得ることを定めてゐるが、これらについて更に

さるべきであるといふことを立證する責任は、被告人にある。

第一六條 要求せられた報告の供與を怠つたことに對する刑罰

次の規定がある。

略式起訴に基き、五十磅を超えざる罰金、及びその上にその懈怠の續く間一日につき十磅を超えざる罰金に處せられる。

本法に基いて提出又は供與を要求せられた計算書、帳簿其の他の書類又は報告を、提出又は供與することを怠つた者は、

ことを知つてゐる計算書、帳簿其の他の書類を提出したとき、又は本法に基いて報告の供與を要求せられた者が、重要なる事項 本法に基いて計算書、帳簿その他の書類の提出を要求せられた者が、欺く意圖を以つて、重要なる事項につき、虚僞なる

につき、虚僞なることを知つてゐる陳邈を爲し、若は重要なる點に於て虛僞なる陳邈を輕卒に爲したるときは――そのことに對 し公式起訴が爲されたる場合以外に於ては――略式起訴に基き、百磅を超えざる罰金、又は三月を超えざる期間の禁錮、又はそ

の双方に處せられる。 本法の第二附則に基いて發せられた召喚狀に從つて、出頭し又は證據を與へることを、拒絕し又は故意に怠つた者は、略

英吉利の戰時物品價格法

式起訴に基き、五十磅を超えざる罰金、又は三月を超えざる期間の禁錮、又はその双方に處せられる。

法

筅

第十卷

第一七條 報告開示の制限

本法に基いて得られた個々の營業に關する報告は、その營業を營んでゐる者の同意なくしては、本法の施行に關聯する以

外に於ては、開示してはならない。

めに、爲された報告の開示には適用せられない。 但し、本條の何れの規定も、本法によると否とを問はず、提起せられた刑事手續の目的の爲めに、又はかゝる手續の報告の爲

本條に違反して報告の開示を爲した者は、略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮、又は五十磅を超えざる罰金、

叉

はその双方に、又は公式起訴に基き、二年を超えざる間の禁錮、又は百磅を超えざる罰金、又はその双方に處せられる。

更に法人犯罪につき、

本法の何れかの規定違反により、有罪の宣告を受けた者が法人なるときは、違反の當時その法人の理事又は役員であつた者は 第一八條 法人による犯罪

なりと看做される。 考慮して行使すべきであつた所の、違反を防止すべき總ての注意を行使したることを立證するに非ざれば、その違反につき有罪 何人も、その違反が彼の同意又は默許なしに爲されたこと、及びその法人の理事又は役員としての職務の性質及び總ての事情を

四

統制違反行爲の私法上の效果

處であるが、本法第十條は、買主がその選擇に從ひ、その賣買を取消すか、又は之を追認して超過支拂其の他右 價格を統制した場合に、その價格を超ゆる對價を以つて爲した賣買の私法上の效力如何は、 種々論議せられる

違反によつて蒙つた損失の賠償を請求することが出來る、旨を定めてゐる。詳しくは次の如くである。

禁止せられた取引を取消すか又は超過代金を取戾す買主の權利

價格の統制せられた物品を、營業の行程に於て、特定の價格で賣却し、又は賣却の合意若は申出を爲したとの理由によつ

て起訴せられ、その被疑者が有罪なりと發見せられた場合に於て、

その起訴が賣却又は合意に關すると、申出に關するとを問はず、その營業の行程に於て、右發見の日以前に、

その起訴が賣却又は合意に關するときは、その賣却又は合意の買主が、而して

次の二種の權利を有し、その選擇に從ひ、本法の規定に從つて之を行使し得る。 條に違反して、それと同一の又はより高い價格にて爲された、同樣の物品の賣却又は賣却の合意の買主は、

する約因として支拂つた金額を取戻す權利を有する。――〔(註) 「買主の爲め受取つた金として」とは「不當利得した金として」 右買主は、その賣却又は合意を取消されたものとして取扱ひ、且賣主より、買主の爲め受取つた金として、その賣買に對

の意味である。」

き、又は賣却の場合に於て買主がその物品を、買主に所有權の移つた時と重要な點に於ては同一の狀態に於て、賣主に提供しな いときは、買主は本條によつて與へられた權利を行使することが出來ない。

但し、買主がかくすることによつて第三者の取得した權利が害せられるとき、賣却若は合意の日より不相當な期間經過したと

合意の爲めに、その受けた又は受けるべき約因を考慮に入れて――前項と同じく取戾す權利を有する。―― 〔(註) 「前項と同じ | 右買主は、その賣却又は合意を追認し、且その違反によつてその蒙つた損失の範圍に於て――その物品の轉賣又は轉賣の

本條によつて取戾し得る金額は、その支拂つた日以後年五分の利率の利息を付して取戾し得る。

く」とは「買主の爲め受取つた金として」の意。」

英吉利の戰時物品價格法

七三

本條により與へられた權利は、自己も、問題たる違反に幫助し、敎唆し、助言し、又は之を惹起したとの理由によつて、

(H)

法

政

研

筅

第十卷

第二號

罰せらるべき責あるときは、之を行使することが出來ない。

右に述べた第十條第二項但書にも善意の第三者保護い規定を設けてゐるが、 第十五條は更に次の如く規定して

ゐる。

善意者の權利に對する留保

らるべき責ある者,以外の者によつて取得せられた權利を害しない。 取引の本法による違法性は、その取引に關し本法違反の責あり、又はかゝる違反に幫助、 教唆、 助言、 惹起の理由により罰せ

賣 惜 Ø

五

禁 止

本法は、 價格統制品の賣性を禁止し、 之を罰することにしてゐる。

第一二條

持合せ品の賣惜禁止

合は、之を拒絶することを得ない。 前項の目的の爲めには、購買の申出を受けた者が、他の物品(價格の統制せられた物品たると否とを問はない)をも購買

の持合せ品を持つてゐる者は、直ちに支拂を爲すとの提供の下に、許可價格にてその種類の物品を購買せんとの申出のあつた場

本條第三項の規定の場合を除き、價格の統制せられた種類の物品を通常に賣却する營業を營んで居り、且その種類の物品

提議したときは、申出を拒絕したものと看做される。 すること、 又は奉仕に對し支拂を爲すことを要求する條件、又はその他の條件の下に於て、その購買の申出を承諾すべきことを

- の點を考慮して――申出を受けた者の通常の慣行に反するか、その合法的に負つてゐる債務の違反を招來するか、 |顧客の間に持合せ品を秩序正しく配給する取極めを妨げるに至るときは、購買の申出を受けた者はその申出を拒絕する權利を 購買の申出の承諾、 又はその提議する條件を履行せしむることなしに爲す承諾が――その申出の目的たる物品の量その他 又はその平常
- 第一三條 第一一條又は第一二條違反に對する刑罰

有する。

- の双方に處せられる。 本法第八條の第二項第四項第五項及び第六項の規定は、それが本法第一條違反に對する關係に於て效力を有するが如くに 前二條の何れかの規定に違反した者は、略式起訴に基き、三月を超えざる期間の禁錮、 又は百磅を超えざる罰金、 又はそ
- 前二條の何れかの違反に對する關係に於て、效力を有する。

右第十三條は前に一度引用したことがある。尙この場合にも、 法人犯罪に關する前述第十八條の規定の適用が

特則、

略稱、

存續期間

ある。

スコツトランドへの適用 (省略)

第二二條 北部アイルランドへの適用(省略)

略稱及び存續期間

(-)本法は一九三九年の物品價格法として引用せられ得る。

(=)

本法は、 英吉利の戰時物品價格法 國王が勅令により、本法通過の原因たる緊急時が終了した日なりと宣言する日まで效力を存績し、その日に、

七五

旣

■に爲され又は爲すことをやめられてゐた事項に關する以外に於て、失效する♡

法

政

豣

究

第十卷

(The Economist,)。誠に然りであらう。 旨を報じ、この物價騰貴の傾向に對しては、 工 コノミスト誌は、昨年八月三○日から本年一月一六日までの間に、卸賣物價指數が三一パーセント騰貴した 物品價格法(本年1月1)は甚だ 不充分な 存在で あると述べてゐる

格さしてゐるが、本法の實際に適用せられたのは本年一月一日からであり、その間四箇月間に於ける自由に行は であらうけれざも、 れた騰貴は(参照)、 之を引下げること は事實上不可能で、 結局之を許可增加額として認めざる を得ない であら 少する戰時にあつては、相當に高率の騰貴が合法的に生するであらう。第二に、昨年八月二一日の價格を基本價 先づ第一に、戰時に物價の停止を企圖しても(殊に自由主義經濟を基本としてゐた英吉利に於ては)實行不能 しかもその許可增加額決定につき考慮せらるべき事項が相當に廣範圍にわたつてゐる。從つて人、物共に減 物品價格法は、 他國の立法を異なり、 自らある程度の物價騰貴を是認す る立場を採つて居

j.

(昭和十五年五月三十一日)